

パブリックコメント時の(案)からの事務局変更内容

※事務局内の意見で加筆修正した内容です。

※漢字表記の変更や誤字脱字について、省略しています。

※掲載ページは、「第1次改定版（最終案）」のページ番号となっています。

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
1	p. 3	本文16行目 ～の推進に努めています。	～の推進に努めて <u>きました</u> 。
2	p. 5	本文19行目 ために、県、市町村及び県民が取り組むことを～	ために、県、市町村及び、 <u>企業、県民等</u> が取り組むことを～
3	p. 6	「2 基本方針の性格」の本文3行目 ～ために人権教育・啓発に関する施策について示しており、～	～ため <u>の人権施策</u> について <u>も</u> 示しており、～
4	p. 13	【現状と課題】の本文2行目 特に、公務員、教育職員、福祉関係職員、医療関係職員など、「特定職業従事者」～	特に、公務員、教育職員、 <u>警察職員、消防職員</u> 、福祉関係職員、医療関係職員 <u>の</u> 「特定職業従事者」～
5	p. 13	【施策の展開方向】の本文3行目 また、職場で人権研修のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。	→ 削除
6	p. 17	【現状と課題】の本文2行目 ～ことにより、対象地域を取り巻く状況～	～ことにより、 <u>同和地区</u> を取り巻く状況～
7	p. 17	欄外の注釈、※27「同和問題」の3行目 ～に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が進められてきました。取組を進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。「人権に関する県民意識調査」での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。	～に失効するまでの間、 <u>法律で一定の地域が「対象地域」と指定され</u> 、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「人権に関する県民意識調査」での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。
8	p. 21	<u>達成目標</u> の表中、「達成目標（H30年度）」の欄の2行目 「同和地区や同和地区の人を意識する」の回答において、「意識したりすることはない」～	「同和地区や同和地区の人 <u>ということ</u> <u>を気にしたり、意識したりすることはあります</u> か」の質問において、「 <u>気にしたり、意識したりすることはない</u> 」～

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
9	p. 29	<p>達成目標の表中、「H26」の欄の矢印</p> 	→ 削除
10	p. 33	「表6 いじめの認知件数」の表	「24年度」の数値を加筆
11	p. 34	<p>「イ 児童虐待」の6行目</p> <p>※なお、児童虐待を行った親等が子育てに苦労されている現実もあることから、その気持ちを大事に考えながら、子どもが良好な家庭環境で生活するために、養育者等を支援・指導することが必要です。</p>	※を削除し、文字の大きさを他と同じにし、本文の内容として記載し直す。
12	p. 36	<p>欄外の注釈、※49「児童福祉週間」の2行目</p> <p>～週間。厚生省（当時）が児童福祉法の周知を目的として、昭和 23（1948）年から～</p>	～週間として、厚生省（ <u>現厚生労働省</u> ）が児童福祉法の周知を目的として、昭和 <u>22（1947）</u> 年から～
13	p. 38	<p>達成目標の表中、「達成目標（H30年度）」の欄の7行目</p> <p>【平成 23（2011）年度状況～】</p>	平成 24（2012）年度の数値に差替え
14	p. 44	<p>県の主な取組の表中の「高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組」の1行目</p> <p>県民向け「権利擁護研修会・成年後見制度講演会」の実施</p>	→ 削除
15	p. 44	<p>県の主な取組の表中の「高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組」の2行目</p> <p>施設従事者向け「権利擁護研修会」・「認知症介護実践者等養成研修」の実施</p>	施設従事者向け「権利擁護研修会」や「認知症介護実践者等養成研修」の実施
16	p. 45	<p>達成目標の表中、「取組の内容」の欄の下段、1つ目・2つ目の○</p> <p>○県民向け権利擁護研修会及び成年後見制度講演会の実施</p> <p>○施設従事者向け権利擁護研修会等の実施</p>	<p>→ 削除</p> <p>→ ○施設従事者向け権利擁護研修会等の実施</p>

No	掲載ページ	変更箇所	変更内容（加筆修正箇所を強調・アンダーラインで示しています）
17	p. 45	<p>達成目標の表中、「H26～H30」の欄の下段、1～3つ目の矢印</p> <p>【県民向け】権利擁護研修会・成年後見制度講演会の実施</p> <p>【施設従事者向け】権利擁護研修会、認知症介護実践者等養成研修の実施</p> <p>【地域包括支援センター向け】支援・研修会の実施</p>	<p>→ 削除</p> <p>【施設従事者向け】権利擁護研修会、認知症介護実践者等養成研修の実施</p> <p>【地域包括支援センター向け】への支援・研修会の実施</p>
18	p. 45	<p>達成目標の表中、「達成目標（H30年度）」の欄の下段、1～2行目</p> <p>県民や施設従事者、地域包括支援センター従事者が～</p>	<p>県民や施設従事者、地域包括支援センター従事者等が～</p>
19	p. 54	<p>欄外の注釈、※77 D「エイズ予防法」の4行目</p> <p>～として制定された法律です。</p>	<p>～として制定された法律です。<u>なお、この法律は、平成11（1999）年に廃止されています。</u></p>
20	p. 69	<p>欄外の注釈、※83「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者等給付金支給法）の2行目</p> <p>～に変更になっています。</p>	<p>～に変更になった<u>が、平成20（2008）年の改正で、もとの名称に戻っています。</u></p>
21	p. 79	<p>達成目標の表中、「H26～H28」の欄の下段、2つ目の矢印</p> <p>啓発用クリアファイル・下敷きの作成・配布</p>	<p>→ 削除</p>
22	p. 83	<p>達成目標の表中、「達成目標（H30年度）」の欄の上段</p> <p>【平成25年度6月末状況：18市町村78施設】</p>	<p>【平成25年度8月末状況：19市町村86施設】</p>
23	p. 88	<p>本文の3行目</p> <p>人権が尊重される安心な社会づくりの～</p>	<p><u>全ての人の</u>人権が尊重される、<u>安心して生活できる</u>社会づくりの～</p>